



平成 19 年 2 月 9 日

各 位

東京都新宿区新宿二丁目 19 番 1 号  
株 式 会 社 き も と  
(略 称 K I M O T O)  
代表取締役社長 丸 山 良 克  
(コード番号：7 9 0 8 東証第一部)  
問い合わせ先  
取 締 役 小 池 邦 明  
電 話 0 3 - 3 3 5 4 - 0 3 2 1

### 株式売出しに関するお知らせ

平成 19 年 2 月 9 日開催の当社取締役会において、当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- |                                                          |                                                                                                                             |             |
|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| (1) 売 出 株 式 数                                            | 当社普通株式                                                                                                                      | 1,500,000 株 |
| (2) 売 出 人 及 び                                            | 氏名又は名称                                                                                                                      | 売出株式数       |
| 売 出 株 式 数                                                | 東京中小企業投資育成株式会社                                                                                                              | 700,000 株   |
|                                                          | 宗像 陽子                                                                                                                       | 380,000 株   |
|                                                          | 東レ株式会社                                                                                                                      | 300,000 株   |
|                                                          | 株式会社精和                                                                                                                      | 60,000 株    |
|                                                          | 宗像 宣弘                                                                                                                       | 60,000 株    |
| (3) 売 出 価 格                                              | 未定（平成 19 年 2 月 21 日（水）から平成 19 年 2 月 26 日（月）までのいずれかの日（以下「売出価格決定日」という。）に決定される。）                                               |             |
| (4) 売 出 方 法                                              | 新光証券株式会社、野村證券株式会社及び三菱UFJ証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせたうえで売出す。<br>売出しにおける引受人の対価は、売出価格と引受人より売出人に支払われる金額である引受価額との差額の総額とする。 |             |
| (5) 申 込 期 間                                              | 売出価格決定日の翌営業日から売出価格決定日の 3 営業日後までを予定している。                                                                                     |             |
| (6) 受 渡 期 日                                              | 売出価格決定日の 7 営業日後を予定している。                                                                                                     |             |
| (7) 申 込 証 拠 金                                            | 1 株につき売出価格と同一の金額とする。                                                                                                        |             |
| (8) 申込株数単位                                               | 100 株                                                                                                                       |             |
| (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。            |                                                                                                                             |             |
| (10) 本株式売出しについては、平成 19 年 2 月 9 日に証券取引法による有価証券通知書を提出している。 |                                                                                                                             |             |

ご注意： この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】2. を参照のこと。）

- |                                                          |                                                                             |           |
|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------|
| (1) 売 出 株 式 数                                            | 当社普通株式                                                                      | 200,000 株 |
|                                                          | なお、株式数は上限を示したものであり、前記 1. (3)記載の売出価格決定日に、引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案したうえで決定される。   |           |
| (2) 売 出 人 及 び<br>売 出 株 式 数                               | 新光証券株式会社                                                                    | 200,000 株 |
| (3) 売 出 価 格                                              | 未定（引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）                                        |           |
| (4) 売 出 方 法                                              | 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案したうえで、新光証券株式会社が当社株主から200,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。 |           |
| (5) 申 込 期 間                                              | 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。                                               |           |
| (6) 受 渡 期 日                                              | 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。                                               |           |
| (7) 申 込 証 拠 金                                            | 引受人の買取引受による売出しにおける申込証拠金と同一とする。                                              |           |
| (8) 申込株数単位                                               | 100株                                                                        |           |
| (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。            |                                                                             |           |
| (10) 本株式売出しについては、平成 19 年 2 月 9 日に証券取引法による有価証券通知書を提出している。 |                                                                             |           |

以 上

【ご参考】

1. 売出しの目的

今般、上記売出しを実施することといたしましたが、これは流動性を向上させるとともに株主数の増加を図ることを目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）にあたり、その需要状況を勘案したうえで、引受人の買取引受による売出しとは別に、当該売出しの主幹事会社である新光証券株式会社が当社株主から 200,000 株を上限として借入れる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、新光証券株式会社は、200,000 株を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から平成 19 年 3 月 23 日（金）までを行使期間として、上記株主から付与される予定であります。

また、新光証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 19 年 3 月 23 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付

ご注意： この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。新光証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、新光証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引が全く行われず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引が終了される場合があります。

さらに、新光証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当する場合があります。

なお、新光証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

以 上

ご注意： この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。なお、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。